

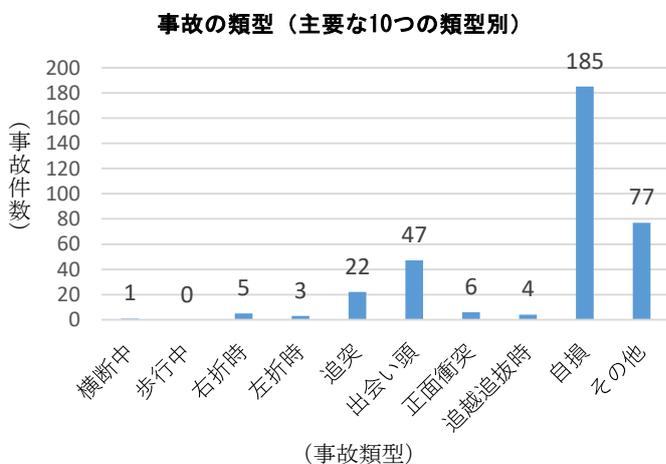
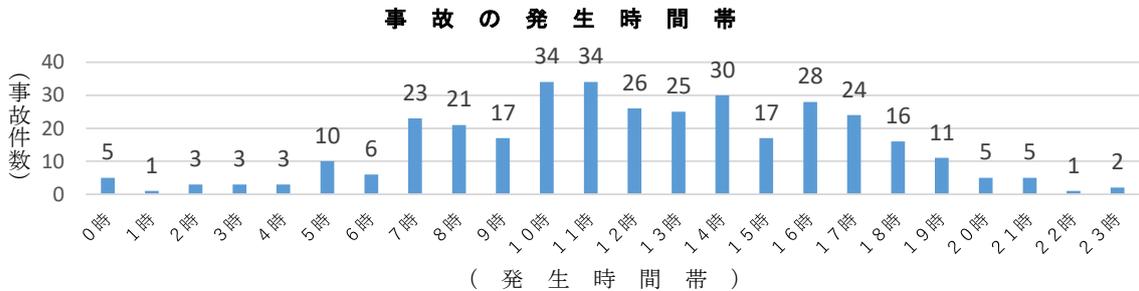
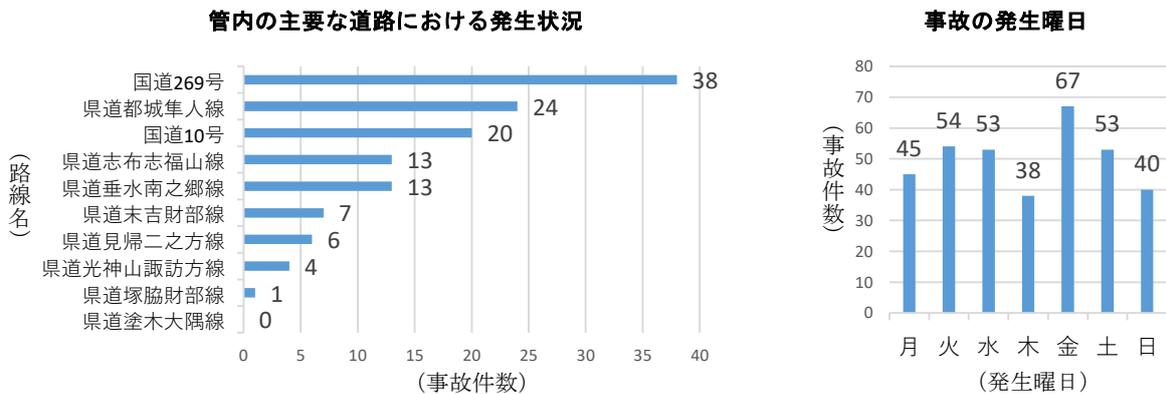
速度取締り指針

令和8年1月
曾於警察署

1 曾於警察署管内の速度取締り重点路線

重点路線	規制速度	重点区間	重点時間帯
国道10号	60km/h・50km/h	大隅町坂元～末吉町深川	07:00～19:00
国道269号	50km/h・40km/h	大隅町月野～末吉町南之郷	
主要県道都城隼人線	50km/h・40km/h	財部町全域	
主要県道志布志福山線	50km/h・40km/h	大隅町坂元～大隅町月野	
主要県道垂水南之郷線	50km/h・40km/h	大隅町岩川～末吉町南之郷	

2 曾於警察署管内における交通事故（人身事故+物件事故）の発生状況（7月～12月）



分析結果

令和7年下半年（7月～12月）に管内で発生した交通事故の状況等を分析した結果、

- ◇ 主要な道路では、国道269号・県道都城隼人線・国道10号・県道志布志福山線・県道垂水南之郷線における発生が多いこと
- ◇ 交通量が多い7時から19時までの時間帯に発生が集中していること
- ◇ 事故類型として、車両単独の自損事故や出会い頭事故が多いことが傾向として挙げられます。

そのため、事故の発生が多く、交通量の多い幹線道路を重点路線に選定し、速度取締りやその他取締りを実施するなど、運転手に緊張感を与えるための取組みを実施する必要があります。

3 その他の交通指導取締り要点

- 重点路線以外の場所・時間帯においても、事故の発生状況や取締り要望等に応じて取締りを実施します。
- 重点路線では、速度取締りのほか、重大事故に直結する飲酒運転、歩行者妨害、信号無視及び一時停止違反等を中心に取締りを実施します。
- その他にも、運転手や同乗する子どもの命を守るため、シートベルトやチャイルドシートの使用（着用）の取締りを強化します。